

模倣品・海賊版の輸入・所持禁止法（要綱試案暫定版）

1 目的

この法律は、模倣品・海賊版を不法に輸入し、所持すること等を禁止することにより、知的財産権侵害行為を助長する行為を未然に防止し、不正な商品の蔓延を防止することで知的財産権者の正当な利益の確保に資することをもって、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 定義

模倣品・海賊版とは真正の商標権者又は著作権者から使用等に関する正当な許諾を受けずに製造、販売及び譲渡等された製品等をいう。

3 禁止される行為

何人も、模倣品又は海賊版であることを知って、私的使用のために模倣品又は海賊版を輸入し、輸入した模倣品又は海賊版を所持し、第三者に譲渡又は引き渡してはならない。

4 模倣品・海賊版の処分

前記3に該当する行為をした者又は該行為者からその情を知って当該模倣品又は海賊版を譲り受け又は引き渡しをつけた者が所持する模倣品又は海賊版は、行政の処分によってこれを没収又は廃棄することができる。

注 前記「没収・廃棄」は行政処分であり、刑罰権の行使ではない。

右行政処分を行う行政機関は、法律又は政令によって指定する。

検討事項